

問題点

1. 環境法やセーフガードの不履行（表現対実態）

1.1. 採掘禁止対象の森林破壊; 特別伐採許可（STCP）は全自然林を対象に出されている

- オールドグロウス天然林は拡大全国統合保護区制度（ENIPAS, RA 11038）にて保全の対象とされている
- 自然林はSEP法（RA7611）で保全の対象とされている
- 野生生物の生息地は野生生物法（RA9147）で保全の対象とされている

採掘が禁止されている領域

- オールドグロウス天然林、布告された流域保全林、原生地帯、マングローブ林、苔林、国立公園、自治体による保全林や公園、緑地帯、野生生物保護区やバード・サンクチュアリなどは共和国法第7586号の下の全国統合保護区制度（NIPAS）、環境省令第25号、1992年その他の一連の共和国法（RA7942第19節）で明示的に禁止されている